

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 36(あ)2883	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	恐喝、横領、弁護士法違反	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 37 年 10 月 4 日	原審裁判年月日	昭和 36 年 11 月 17 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 16 卷 10 号 1418 頁		

判示事項	弁護士法第七二条にあたることされた事例。
裁判要旨	弁護士でない者が報酬を得る目的で、原判示の事情のもとで債権者から債権の取立の委任を受けて、その取立のため請求、弁済の受領、債務の免除等の諸種の行為をすることは、弁護士法第七二条の、「その他一般の法律事件」に関して、「その他の法律事務」を取り扱った場合に該当する。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	弁護人栗本稔の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、所論引用の判例は事案を異にし、本件には適切でなく、論旨判例違反の主張は前提を欠くものであり、その余は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない（弁護士法七二条の解釈に関する原判示は正当である。）。同第二点は量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当たらない。 よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 高木常七 裁判官 斎藤朔郎)

※参考：ジュリスト 33 号 250 頁